

平成20年度政策の実績評価(政策手段シート)

政策分野

環境と調和のとれた持続的な農業生産体制への転換

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
①	10a当たりたい肥施 用量168kg/10a (平成24年度) 及びエコファーマー の認定件数20万件 (平成21年度)	強い農業づくり交付金のうち 産地競争力の強化(環境保 全)	環境と調和した持続的な農業生産を推進するために 必要な共同利用機械・施設、土壌・土層改良等の整 備に関する支援を実施	24,914 の内数	環境保全型農業技術の導入促進、有機農産物等の 生産体制の確立等への支援を実施。
		有機農業総合支援対策	有機農業への参入促進、有機農業の普及啓発、有機 農業に資する技術情報の提供及び土づくり等を総合 的に推進。	457	有機農業への参入希望者に対する技術指導、販路開 拓のマーケティング活動など有機農業振興の核となるモ デルタウン育成のための取組を全国45地区で実施する など、有機農業推進のための取組を着実に実施
		土壌由来温室効果ガス発生抑 制システム構築事業	・水田由来のメタンの削減のために、稲わらすき込み からたい肥施用への転換を推進する取組への支援 ・水管理方法の改善によるメタン排出抑制技術の実 証等を実施	521	水田における稲わらすき込みからたい肥施用への転 換を約14百haで進めるとともに、これに必要な機械・設 備の導入を実施。さらに、全国8地区でのメタン排出抑 制技術の実証等を実施。
		エネルギー需給構造改革推進 設備を取得した場合の特別償 却又は税額の特別控除 [所得税・法人税:租税特別措 置法第10条の2、第42条の5、 第68条の10]	・取得価格の30%の特別償却又は7%の税額控除 ・木質バイオマス利用加温装置	—	平成20年度実績は、平成21年7月以降とりまとめ予定。 なお、木質バイオマス利用加温装置については、今年 度から支援対象。

分野の目標等		政策手段 (法律・事業名等)	政策手段の内容 (関連する目標)	予算額 (百万円)	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容				
		地力増進法	地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずる	—	本法に基づき都道府県において地力の増進のための取組が着実になされている。
		持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律	たい肥による土づくりと化学肥料・化学合成農薬の使用低減に一体的に取組む農業者(エコファーマー)に対し、金融上の特例措置を講ずる	—	エコファーマー制度についてのPR(パンフ等)を行うなどの取組の結果、平成20年度において、新たに約4万1千件のエコファーマーの認定を実施。
		地域バイオマス利活用交付金(家畜排せつ物利活用施設の整備)	家畜排せつ物のたい肥化やメタン発酵など高度利用によりその利活用を図るため、家畜排せつ物の利活用に必要な共同利用のたい肥化施設等の整備を推進。	14,346の内数	家畜排せつ物利活用施設等の共同利用施設の整備をH20年度に15地区で実施。これにより、家畜排せつ物の利用の促進に寄与。
		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律	畜産業を営む者による家畜排せつ物の管理に関し必要な事項を定めるとともに、家畜排せつ物の処理の高度化を図るための施設の整備を計画的に促進する措置を講ずることにより、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進を図り、畜産業の健全な発展に資するための措置	—	H16年11月の同法の本格施行を経て、対象農家のうちの99.9%が同法の管理基準に対応。これにより、家畜排せつ物の処理施設等が整備され、管理基準を満たす生産体制が構築されていることから、この法律の意義は高い。
		家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に規定する家畜排せつ物の管理の用に供する施設に係る課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法附則第15条33項]	畜産業を営む者が新たに取得した家畜排せつ物法の管理基準に適合する施設について、その課税標準を、新たに固定資産税が課されることとなった年度から5年分に限り2/3の額とする。	—	畜産業を営む者が新たに取得した家畜排せつ物の管理基準に適合する管理施設について、その課税標準を一定期間減額することとした。本措置により、家畜排せつ物管理施設の整備が促進され、適切な家畜排せつ物管理の促進に寄与することから、本措置の存在意義は大きい(H20年度における本措置の適用見込み件数は1,837件)。

分野の目標等		政策手段	政策手段の内容	予算額	実績及び実績に対する所見
目標	目標の内容	(法律・事業名等)	(関連する目標)	(百万円)	
その他	事務経費	公害防止用設備に係る課税標準の特例措置 [固定資産税:地方税法附則第15条第3項、4項及び6項]	① 水質汚濁防止法に規定する特定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水又は廃液の処理施設(課税標準を1/6) ② 湖沼水質保全特別措置法に規定する指定施設を有する畜産事業場が、期間内に新設する汚水を処理するための施設(課税標準を3/4) ③ 上記①の施設又は設備であつて、既存の当該施設に代えて期間内に設置するものうち、公共の危害防止効果が著しく高い施設(課税標準を2/3)	—	畜産業を営む者が取得した汚水処理施設について、その課税標準を一定割合減額することとした。汚水処理用設備の整備の推進は個々の畜産経営のみならず、広く国民の健康や自然環境、生活環境の保全に大きく貢献することが期待されるものであり、本措置の存在意義は大きい(H20年度における本措置の適用見込み件数は383件)。
		環境保全型農業生産対策事務費	環境保全型農業生産対策に関する事務費	19	